

静岡県告示第442号

職業訓練業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成19年静岡県告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月16日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第4 資格審査の申請</p> <p>1 資格審査を受けようとする者は、別に定める職業訓練業務の委託に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法人にあつては登記簿謄本及び印鑑証明書、個人にあつては<u>身分証明書及び印鑑証明書</u></p> <p>(5) 権限を営業所長等に委任する場合には、<u>委任状及び受任者の身分証明書</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>2 定期の資格審査の申請書の受付期間は、資格審査を実施する年度の<u>7月14日から7月28日</u>（その日が静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日）までとする。</p> <p>この時期に申請できない場合には、別途追加の申請を受け付ける。</p> <p>第8 申請書の記載事項の変更届</p> <p>入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに別に定める資格審査申請書記載事項変更届により、知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	<p>第4 資格審査の申請</p> <p>1 資格審査を受けようとする者は、別に定める職業訓練業務の委託に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法人にあつては登記簿謄本及び印鑑証明書、個人にあつては印鑑証明書</p> <p>(5) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>2 定期の資格審査の申請書の受付期間は、資格審査を実施する年度の<u>6月22日から7月3日</u>（その日が静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日）までとする。</p> <p>この時期に申請できない場合には、別途追加の申請を受け付ける。</p> <p>第8 申請書の記載事項の変更届</p> <p>入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに別に定める資格審査申請書記載事項変更届により、知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修受講者の有無や公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイド</u></p>

ライン適合事業所認定の得失

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。